

不適正処理廃棄物への市町村担当者の対応における地域的特性に関する研究
-埼玉県と青森県を例として

東洋大学大学院国際地域学研究科 学生会員 〇齊藤 伸
東洋大学大学院国際地域学研究科 フェロー会員 松尾友矩

1. はじめに

近年、産業廃棄物の不適正処理問題が関心を集めている。この問題には、首都圏の産業廃棄物が圏域外へ広域的に処理されているという問題も含まれている。平成13年度環境省発表資料によると、平成10年度に関東圏域（一都六県）で排出され中間処理目的で都県を移動した産業廃棄物は833.3万tあり、その内294.8万t（35.3%）が埼玉県に全ての都県から搬入されている。その後、最終処分処理のために埼玉県から圏域外へ搬出される産業廃棄物は21.9万tあり、11.7万t（53.4%）が東北地方へ搬出されている。本研究は、各市町村の廃棄物担当者が抱えている不適正処理廃棄物に関する問題に、地域差異が存在するか否かを調査した結果を報告するものである。

2. 調査方法

上記のような認識から、首都圏で排出される産業廃棄物の3割以上を中間処理している埼玉県を「持ち込む側」、「持ち込まれる側」の東北地方の一例として青森県を選び、不適正処理廃棄物に関するアンケート調査を行った。調査概要は下記の通りである。

(1) 調査対象、有効回答回収数

- ・埼玉県全90市町村 70/90（77.7%）
- ・青森県全67市町村 48/67（71.6%）

表1は、得られた回答者集団が埼玉県及び青森県の市町村の割合を代表していることを χ^2 検定を用いて検証した結果である。

(2) 主な調査項目

- ①不適正処理廃棄物に関する問題の有無
- ②不法投棄処理に対する予算計上の有無

- ③不法投棄に対する未然対策内容
- ④新法制度の必要性和その最終権限
- ⑤産業廃棄物の適正処理範囲
- ⑥今後の廃棄物処理に対する行政関与

表1. 代表者検定

埼玉県	構成	全数	構成比	実測回答数	期待値数	(実-期) ² /期	
	市	41	0.455	37	31.888	0.819	
	町	39	0.433	28	30.333	0.179	
	村	10	0.111	5	7.77	0.992	
	合計	90	1	70	70	—	
青森県	構成	全数	構成比	実測回答数	期待値数	(実-期) ² /期	
	市	8	0.119	5	5.73	0.093	
	町	34	0.507	23	24.358	0.075	
	合計	67	1	48	48	—	
							χ^2 値=1.99075 自由度=2 P値=0.3695 0.3695<優位水準=5.991
							χ^2 値=0.41283 自由度=2 P値=0.81349 0.8132<優位水準=5.991

3. 考察・結果

(1) 不適正処理廃棄物に関する問題の内容

不適正処理廃棄物に関する問題を市町村別に集計したものが表2である。カッコ内は、得られた回答数の市町村別母集団に占める割合を示している。集計の結果、最も切迫した問題であるとされているのが「不法投棄問題」であった。「処分場残余年数」「リサイクルの停滞」「処理施設設置トラブル」は、不法投棄問題と同様に全ての市町村の共通した問題であるが、その割合にはバラツキがある。そのような中で、不法投棄問題は両県の全ての市町村で高い割合で問題であるとする意識が強いことがわかる。

(2) 未然対策と予算計上の実施状況

両県において、不法投棄が継続的問題であるのかどうかという点について検証する。その判断要因として、不法投棄抑制を目的とした未然対策と予算計上の実施状況について注目する。表3-1、表3-2は、両県の自治体における対策状況について集計したものである。予算計上の実施状況については、埼玉県では84%（59/70）と高い割合で多くの自治体が計上しているが、青森県では46%（22/47）に止まっていた。しかし、未然対策に関しては両県とも90%以上（埼玉県66/70・青森県44/47）の自治体が何らかの対策を講じており、両県の不法投棄問題が一過性のものではないと判断できる。

表2. 不適正処理廃棄物に関する問題内容

	埼玉県			青森県		
	市	町	村	市	町	村
不法投棄問題	32(0.78)	24(0.61)	5(0.5)	3(0.35)	20(0.68)	13(0.52)
有害物質汚染問題	10(0.24)	10(0.25)	0	2(0.25)	4(0.12)	4(0.16)
廃水汚染問題	1(0.02)	3(0.07)	0	2(0.25)	3(0.09)	3(0.12)
土壌汚染問題	1(0.02)	0	0	0	1(0.03)	1(0.08)
処分場残余年数	15(0.36)	6(0.15)	0	1(0.13)	3(0.09)	9(0.36)
リサイクル停滞	13(0.31)	4(0.1)	2(0.2)	1(0.13)	3(0.09)	1(0.08)
施設設置トラブル	7(0.17)	9(0.23)	0	1(0.13)	4(0.12)	4(0.16)
問題なし	1(0.24)	0	0	0	2(0.06)	1(0.08)
その他	2(0.04)	2(0.05)	1(0.1)	1(0.13)	1(0.03)	0

表3-1. 未然対策と予算計上（埼玉県）

データの個数：70	未然対策		
	取っている	取っていない	計
予算計上			
計上している	59	3	62
計上していない	7	1	8
計	66	4	70

表3-2. 未然対策と予算計上（青森県）

データの個数：47	未然対策		
	取っている	取っていない	計
予算計上			
計上している	22	0	22
計上していない	22	3	25
計	44	3	47

(3) 具体的投棄物

表 3-1、表 3-2 より、不法投棄が深刻であると考えられる「未然対策」「予算計上」を行っている両県の自治体に注目し、具体的にどのようなものが投棄されているのかを明らかにする。図 1 は、アンケートにより得られた回答数の計（100％）に占める回答有意差を算出し、図示したものである。その結果、廃棄物処理法により規定されている 18 種類の産業廃棄物に独自に 6 種類加えた計 24 種類の全ての廃棄物において、両県の間には大きな差異は見受けられなかった。これにより、廃棄物を持ち込む側と持ち込まれる側の双方が、共通した廃棄物に対して問題認識を持っていると考えることができる。

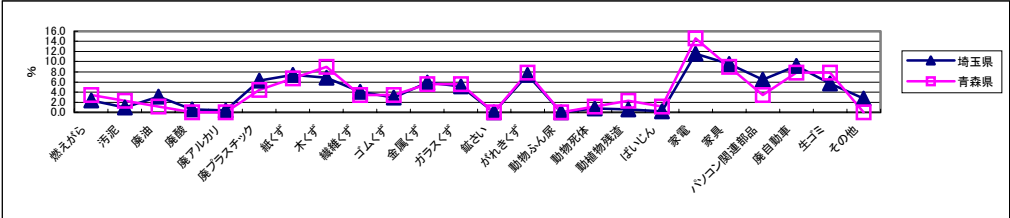


図 1. 具体的投棄物の種類

(4) 新法制度の必要性と最終権限

不法投棄の防止を目的とした新たな法制度が必要である、又は現行のマニフェスト制度に法的不備があると考えている自治体数は、表 4 の通り両県ともに 70％（埼玉県 53/69・青森県 34/48）を超えている。この結果は、現行法による不法投棄の抑止に限界を感じている自治体が多いと捉えることができる。また、新法の制定に際しては、「警察」の更なる活動の充実に期待を寄せているところが大きい点から、現在各自治体が独自に行っている不法投棄に対する未然防止活動等においても現状以上の効果は望めず、より法的規制を強める必要があると考えている自治体が多いと推測できる。

(5) 「広域性」の範囲と行政の関与

廃棄物処理活動を持続的に維持するには、どの程度の適正な広域的広がりが必要となるかが問題である。本アンケートでは、「地域」と「地域内」という 2 つの選択肢から広域性の適正範囲を検証することを試みた。集計の結果、表 5-1、表 5-2 に示す通り、「地域内」よりも「広域」による処理が好ましいとする自治体が両県共に若干多くなっている。しかし、青森県と埼玉県の自治体が考える広域の意味合いには相違がある。青森県における広域とは、あくまでも県内における広域廃棄物処理であるのに対し、埼玉県における広域は県外への廃棄物搬出処理を意味していた。

行政関与については、両県共に「民間活力を利用しながら関与」「指導や支援にとどめる」という回答数が多くっており、この 2 つの回答の合計は 75％を超えている。この結果より、今後の廃棄物政策に行政は決して積極的に関与することを望んでいないと考えられる。

4. まとめ

不適正処理廃棄物への市町村担当者の対応における地域的特性について調査した結果、埼玉、青森の両県における不適正処理廃棄物に関する問題で、最も差し迫った問題であるとされるのが不法投棄であった。両県の不法投棄問題に対する認識には共通した点が多いことが明らかになった。そして、現在の不法投棄問題が、廃棄物を「持ち込む側・持ち込まれる側」という枠組みを越えた問題であるという結果が得られた。これは、現状の廃棄物処理システムに制度的限界があることを示唆するものである。今回の調査結果においても、多くの自治体は、不法投棄を抑止するための新たな法制度を必要とし行政の関与が必要であると考えている反面、廃棄物行政への介入を望んではいないという状況が明らかになった。従って、今後の廃棄物処理システムの構築においては、排出者責任をより明確にした新たな法制度を構築すると共に、官と民の役割を明確にした上で強い監視権力を持つ第三者機関による対応が必要であるといえる。

表 4. 新法の必要性和その最終権限

新法の必要性	最終権限	埼玉県	青森県	計	割合	
ある	国	11	4	15	12.8%	74.5%
	県	13	10	23	19.7%	
	市町村	5	6	11	9.4%	
	警察	24	14	38	32.5%	
ない		5	3	8	6.8%	
わからない		11	11	22	18.8%	
計		69	48	117	100%	

表 5-1. 処理範囲と行政関与（埼玉県）

データの個数： 66	行政関与						
適正処理範囲	積極的に 関与	民間活力 の利用	指導や支 援にとど める	関与の必 要なし	わから ない	計	割合
広域	5	13	5	1	1	25	37.9%
地域内	2	11	9	0	2	24	36.4%
わからない	1	10	3	0	3	17	25.8%
計	8	34	17	1	6	66	100.0%
割合	12.1%	51.5%	25.8%	1.5%	9.1%	100.0%	—

表 5-2. 適正処理範囲と行政関与（青森県）

データの個数： 46	行政関与						
適正処理範囲	積極的に 関与	民間活力 の利用	指導や支 援にとど める	関与の必 要なし	わから ない	計	割合
広域	5	12	8	1	0	26	56.5%
地域内	2	7	8	1	1	19	41.3%
わからない	0	0	1	0	0	1	2.2%
計	7	19	17	2	1	46	100.0%
割合	15.2%	41.3%	37.0%	4.3%	2.2%	100.0%	—